

道路交通法に係る処分基準の改定概要

1 趣旨

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）については、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第390号）により、令和5年4月1日から施行されることとなった。

改正法の施行により特定自動運行に係る許可制度に関する規程等が整備されることから、処分基準の改定を行うものである。

2 主な改定内容

（1）処分基準「遠隔操作型小型車の使用者に対する指示」の新設

遠隔操作型小型車の使用者に対する指示について、必要な処分基準を新設するもの

（2）処分基準「特定自動運行実施者に対する指示」の新設

特定自動運行実施者に対する指示について、必要な処分基準を新設するもの

（3）処分基準「特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止」の新設

特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止について、必要な処分基準を新設するもの

（4）その他所要の改定

3 施行予定日

令和5年4月1日